

平成 20 年第 2 回定例市議会に提出された
「札幌市子どもの権利に関する条例案」に対する反対（一部削除）陳情のまとめ

1. 陳情数

- (1) 賛成の陳情 計 295 人
- (2) 反対の陳情 計 424 人
- (3) 条文の一部削除を求める陳情 計 1 人

2. 反対陳情及び一部削除を求める陳情（計 425 人分）に記載されている主な意見

(1) 条例の必要性に疑問

- ・子どもの権利を守るためには、既存の施策の充実により対応可能。
- ・条約は、発展途上国の子どもを主に対象としているもの。
- ・子どもの権利は、すでに法律や児童憲章など国内法で保障されている。
- ・自治体より先に、国レベルでの議論が先である。

(2) 条例の制定は危険

- ・条例を制定する意義や効果は認められず、制定されることにより危険性が危惧される。
- ・日本の歴史、伝統、国家否定の思想が感じられる。
- ・条約が拡大解釈され、例えば、国旗国歌問題などに影響が及ぶ懸念がある。

(3) 権利が強調されすぎ

- ・条例が権利だけに片寄っている。
- ・子どもが権利ばかりを主張する懸念がある。
- ・子どもの我がままが助長される懸念がある。

(4) 権利より義務を重視すべき

- ・子どもには権利ばかりではなく、義務を果たすことをしっかり学ばせるべき。
- ・子どもの権利の保護よりも、子どもの規範意識の涵養が大切である。
- ・子どもの権利よりも相手への思いやり、道徳心が重要ではないか。

(5) 子どもの権利の濫用が懸念

- ・権利を行使するに当たっての濫用防止規定がなく、混乱が生じる懸念がある。
- ・私人間の権利尊重は規定されているが、成人の義務とされている国家や社会への公共の福祉についての尊重義務がない。
- ・保護者からの理不尽な要求や一部教職員の不当な扇動活動により、子どもの権利を大人に悪用される懸念がある。

(6) 家庭崩壊・学級崩壊を懸念

- ・子どもの権利に片寄っており、家庭崩壊や学級崩壊、新たな権利侵害を招くことが危惧される。
- ・信頼関係を結ぶべき地域社会の基盤を破壊する危険がある。

(7) 大人の役割が重要

- ・子どもに権利を与える前に、親は親の責任、教師は教師の責任をしっかりと自覚するべき。
- ・子どものうちは、ある程度親の考え方、正しい躰を身につけさせ、生活習慣を教えておくべき。
- ・子どもは未熟であり、保護しなければならない存在である。大人が正しく導くことが必要。
- ・札幌市は、もっと子供の心を育てる教育に予算を組んで欲しい。

(8) 家庭の絆や教師との信頼関係が重要

- ・権利を主張する条例よりも、愛情ある家庭、先生と生徒との絆を築くために予算をかけるべき。

(9) 別条例を検討すべき

- ・権利ばかりを主張する条例ではなく、虐待防止、子ども育成条例などが必要ではないか。

(10) 救済機関の設置を懸念

- ・他の自治体では、授業中に立ち歩きやおしゃべりをする生徒を大声で叱責したところ人権侵害と認定された事例や、授業態度を注意した教師に反論したり暴言を吐いたりした生徒に対し別室で指導をしたところ、生徒の学習権が保障されていないとの理由でオンブズパーソンに勧告を受けたなどの事例が挙げられている。

(11) 個別条文の検証が必要

- ・「子どもの権利の日」は認められない。
- ・条約では自己決定権の思想が濃い条文に対し制限が設けられているが、条例には制限がない。
- ・大人による子どもの権利の悪用の恐れが懸念されるため、第 24 条、第 25 条は削除すべき。

(12) 手続上の問題

- ・「市民理解が十分ではない中で条例化することにより、家庭・学校等に混乱が生じる」等の理由により否決されているが、現在もその状況が十分に改善されたとは理解できない。
- ・一度議会において否決されている経緯があるにもかかわらず、条例案が上程されるとは、市議会を軽視している。